

福井市建設工事競争入札参加者資格審査（等級別登録制度）事務処理試行要領

（趣旨）

第1条 入札参加業者の格付けを行い、資格者名簿を作成する制度（以下「等級別登録制度」という。）を試行するに当たって、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（令和4年福井市告示第246号。以下「告示第246号」という。）に基づく資格審査の事務処理は、この要領の定めるところによるものとする。

（資格審査の申請の期間）

第2条 告示第246号第3項第1号に規定する資格審査の申請の期間及び審査基準日は、別表1のとおりとし、同項第2号に規定する資格審査の申請の期間及び審査基準日は、別表2のとおりとする。

（入札参加資格の認定）

第3条 競争入札参加資格（以下「資格」という。）の認定は、福井市建設工事等指名業者選定審査会の審査を経て行うものとする。

（資格認定基準）

第4条 資格の認定を受けることのできるものは、次に掲げる条件に該当するものとする。

- (1) 建設業者（市内業者（市内に主たる営業所を有し、それを登録する者をいう。以下同じ。）及び準市内業者（市外に主たる営業所を有し、市内にある営業所等を登録する者をいう。ただし、当該営業所等は、契約の締結等の権限を委任され、かつ法人市民税の事業所開設届を提出しているものに限る。以下同じ。）に限る。また、当該営業所等と他の営業所等との重複登録及び当該営業所等の代表者と他の営業所等の代表者との重複（兼任）は、認めない。）にあっては、資格申請書に添付した建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第1項の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査の結果通知書（以下「経営事項審査結果通知書」という。）において、総合評定値の通知を受けている工種のうち、2年又は3年平均の完成工事高が500万円以上あるもの。
- (2) 市外業者（(1)以外の建設業者をいう。以下同じ。）にあっては、経営事項審査結果通知書において、総合評定値の通知を受けている工種のうち、資格審査の申請をした工種の2年又は3年平均の完成工事高が1億円以上あるもの。この場合において、当該建設業者が資格の認定を受けることができる工種の数、5工種までとする。
- (3) 経常建設共同企業体にあっては、福井市建設工事共同企業体運用要項に基づき結成されたものであること。

（経常建設共同企業体の等級）

第5条 経常建設共同企業体として資格申請した工種の総合評定値は、「中小建設業の振興について」（昭和37年建設省発計第79号）の別紙2の「共同企業体の資格審査要領」第2項に基づき算定するものとし、当該総合評定値により格付けした等級が、各構成員の

経営事項審査結果通知書における当該工種の総合評定値により格付けした等級を下回った場合は資格を認めない。

(客観点数)

第6条 客観点数は、法第27条の29の規定に基づき、審査基準日前1年以内に終了する直前の決算日を基準とする総合評定値とする。

(発注者別評価点数)

第7条 発注者別評価点数は、別表3に掲げる発注者別評価点の評価項目及び算定方法等で算定した各点数(1未満の端数があるときは、切捨てする。)の和とする。

(総合点数)

第8条 総合点数は、客観点数と発注者別評価点数を合計した点数とする。

(資格の認定及び格付けの基準点)

第9条 資格の認定及び格付けは、第8条の規定により算定された総合点数及び別に定める格付け基準に基づいて工種ごとに決定するものとする。

2 審査基準日の直前2年間において、福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領別表第2各号に基づく指名停止措置を受けた者については、前項の規定にかかわらず、資格審査申請時において資格者名簿に登録されている格付けよりも上位等級の格付けはしない。

(市内業者及び準市内業者の資格の認定及び格付け)

第10条 市内業者及び準市内業者の資格の認定及び格付けは、前条の規定に加え、次の各号に基づいて決定するものとする。ただし、土木一式工事及び建築一式工事においては、前条の規定及び次の各号に加え、別に定める格付け基準に示す技術者要件及びA等級に係る在籍要件に基づいて決定するものとする。

(1) 資格の適用開始の日の直前2年間において、資格者名簿に登録のなかった者(以下「新規業者」という。)及び告示第246号第8項の規定に基づき資格の抹消若しくは停止を受けた者は、格付け基準に基づく格付けの一等級下位の格付けを行う。ただし、最下級の格付けの基準点を有するものについては、最下級の格付けを行う。

(2) 資格者名簿に登録された者が、新たに工種を追加登録する場合の格付けについては、前号に規定する新規業者の格付けに準じて行うものとする。

(下位等級の格付けに係る申請)

第11条 経営事項審査結果通知書の更新に伴い、格付け基準に示す平均完工高及び技術者要件を満たさなくなった場合の取り扱いについては、次の各号に示すとおりとする。

(1) 平均完工高を満たさなくなった場合は、次条に規定する変更届出書により、下位等級の格付けの申請を行うことができる。

(2) 技術者要件を満たさなくなった場合は、次条に規定する変更届出書により、下位等級

の格付けの申請を行わなければならない。

- 2 前条の規定により決定された後の格付けの変更については、原則、前項の規定による申請により、下位等級に格付けするときのみ行う。

(変更)

第12条 資格者名簿に登録された者は、申請者又は資格審査の申請の書類に記載した事項に変更があったときは、直ちにその旨を、別に定める変更届出書により市長に申請しなければならない。ただし、第7条の規定に基づく変更についてはこの限りでない。

- 2 経営事項審査結果通知書の更新に係る変更については、前条及び第14条第1項の規定によるときのみ行う。

(試行に伴う特例措置)

第13条 市内業者及び準市内業者については、別表1(市内・準市内業者 定期受付用)に基づく申請に対し、第6条から第9条までの規定に基づき格付け制度を適用した仮名簿を作成し、これを公表する。

- 2 前項の規定に基づく申請後、第10条の規定により決定された等級が、資格の適用開始の日の直前2年間において登録されていた等級(以下「従前等級」という。)よりも上位の等級であった者のうち、別に定める残留措置基準に該当する者については、従前等級に留まることを申請することができる。

- 3 別表1(市内・準市内業者 定期受付用)に定める名簿は、仮名簿に対し、前項の規定に基づく措置を反映したものとする。

(経常建設共同企業体における資格の認定及び格付け)

第14条 経常建設共同企業体の資格の認定及び格付けは、第9条に準じた取扱いとし、同条第2項の「指名停止を受けた者」については「指名停止を受けた者が構成員のいずれかとなっている企業体」と読み替える。

- 2 経営事項審査結果通知書の更新に伴い、格付け基準を満たさなくなった場合の取り扱いについては、第11条に準じた取扱いとする。

- 3 経常建設共同企業体において申請者又は資格審査の申請の書類に記載した事項に変更があったときは、第12条に準じた取扱いとする。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項については、別に定めるもののほか、福井市建設工事等指名業者選定審査会が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

別表 1 (市内・準市内業者 定期受付用)

名簿の名称	申請期間	審査基準日()	資格の有効期間
令和 5・6 年度 名簿	令和 4 年 11 月 1 日から 令和 4 年 12 月 31 日まで	令和 4 年 10 月 1 日	令和 5 年 5 月 1 日から 令和 7 年 4 月 30 日まで
令和 7・8 年度 名簿	令和 6 年 11 月 1 日から 令和 6 年 12 月 31 日まで	令和 6 年 10 月 1 日	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 9 年 4 月 30 日まで
令和 9・10 年度 名簿	令和 8 年 11 月 1 日から 令和 8 年 12 月 31 日まで	令和 8 年 10 月 1 日	令和 9 年 5 月 1 日から 令和 11 年 4 月 30 日まで

経営事項審査結果通知書における審査基準日

別表 1 (市外業者 定期受付用)

名簿の名称	申請期間	審査基準日()	資格の有効期間
令和 5・6・7 年度 名簿	令和 5 年 1 月 1 日から 令和 5 年 2 月 28 日まで	令和 4 年 10 月 1 日	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで
令和 8・9 年度 名簿	令和 8 年 1 月 1 日から 令和 8 年 2 月 28 日まで	令和 7 年 10 月 1 日	令和 8 年 5 月 1 日から 令和 10 年 4 月 30 日まで
令和 10・11 年度 名簿	令和 10 年 1 月 1 日から 令和 10 年 2 月 29 日まで	令和 9 年 10 月 1 日	令和 10 年 5 月 1 日から 令和 12 年 4 月 30 日まで

経営事項審査結果通知書における審査基準日

別表 1 (経常建設共同企業体 定期受付用)

名簿の名称	申請期間	審査基準日()	資格の有効期間
令和 7・8 年度 名簿	令和 6 年 11 月 1 日から 令和 6 年 12 月 31 日まで	令和 6 年 10 月 1 日	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 9 年 4 月 30 日まで
令和 9・10 年度 名簿	令和 8 年 11 月 1 日から 令和 8 年 12 月 31 日まで	令和 8 年 10 月 1 日	令和 9 年 5 月 1 日から 令和 11 年 4 月 30 日まで

経営事項審査結果通知書における審査基準日

別表 2 (市内・準市内業者 新規・業種追加用)

名簿の名称	申請期間	審査基準日()	資格の有効期間
令和 5・6 年度 名簿	令和 5 年 5 月 1 日から 令和 5 年 5 月 31 日まで	令和 5 年 1 月 1 日	令和 5 年 8 月 1 日から 令和 7 年 4 月 30 日まで
	令和 5 年 8 月 1 日から 令和 5 年 8 月 31 日まで	令和 5 年 4 月 1 日	令和 5 年 11 月 1 日から 令和 7 年 4 月 30 日まで
	令和 5 年 11 月 1 日から 令和 5 年 11 月 30 日まで	令和 5 年 7 月 1 日	令和 6 年 2 月 1 日から 令和 7 年 4 月 30 日まで
	令和 6 年 2 月 1 日から 令和 6 年 2 月 29 日まで	令和 5 年 10 月 1 日	令和 6 年 5 月 1 日から 令和 7 年 4 月 30 日まで
	令和 6 年 5 月 1 日から 令和 6 年 5 月 31 日まで	令和 6 年 1 月 1 日	令和 6 年 8 月 1 日から 令和 7 年 4 月 30 日まで
	令和 6 年 8 月 1 日から 令和 6 年 8 月 31 日まで	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 11 月 1 日から 令和 7 年 4 月 30 日まで
	令和 6 年 11 月 1 日から 令和 6 年 11 月 30 日まで	令和 6 年 7 月 1 日	令和 7 年 2 月 1 日から 令和 7 年 4 月 30 日まで
令和 7・8 年度 名簿	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 7 年 5 月 31 日まで	令和 7 年 1 月 1 日	令和 7 年 8 月 1 日から 令和 9 年 4 月 30 日まで
	令和 7 年 8 月 1 日から 令和 7 年 8 月 31 日まで	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 11 月 1 日から 令和 9 年 4 月 30 日まで
	令和 7 年 11 月 1 日から 令和 7 年 11 月 30 日まで	令和 7 年 7 月 1 日	令和 8 年 2 月 1 日から 令和 9 年 4 月 30 日まで
	令和 8 年 2 月 1 日から 令和 8 年 2 月 28 日まで	令和 7 年 10 月 1 日	令和 8 年 5 月 1 日から 令和 9 年 4 月 30 日まで
	令和 8 年 5 月 1 日から 令和 8 年 5 月 31 日まで	令和 8 年 1 月 1 日	令和 8 年 8 月 1 日から 令和 9 年 4 月 30 日まで
	令和 8 年 8 月 1 日から 令和 8 年 8 月 31 日まで	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 11 月 1 日から 令和 9 年 4 月 30 日まで
	令和 8 年 11 月 1 日から 令和 8 年 11 月 30 日まで	令和 8 年 7 月 1 日	令和 8 年 2 月 1 日から 令和 9 年 4 月 30 日まで
令和 9・10 年度 名簿	令和 9 年 5 月 1 日から 令和 9 年 5 月 31 日まで	令和 9 年 1 月 1 日	令和 9 年 8 月 1 日から 令和 11 年 4 月 30 日まで
	令和 9 年 8 月 1 日から 令和 9 年 8 月 31 日まで	令和 9 年 4 月 1 日	令和 9 年 11 月 1 日から 令和 11 年 4 月 30 日まで
	令和 9 年 11 月 1 日から 令和 9 年 11 月 30 日まで	令和 9 年 7 月 1 日	令和 10 年 2 月 1 日から 令和 11 年 4 月 30 日まで
	令和 10 年 2 月 1 日から 令和 10 年 2 月 29 日まで	令和 9 年 10 月 1 日	令和 10 年 5 月 1 日から 令和 11 年 4 月 30 日まで
	令和 10 年 5 月 1 日から 令和 10 年 5 月 31 日まで	令和 10 年 1 月 1 日	令和 10 年 8 月 1 日から 令和 11 年 4 月 30 日まで
	令和 10 年 8 月 1 日から 令和 10 年 8 月 31 日まで	令和 10 年 4 月 1 日	令和 10 年 11 月 1 日から 令和 11 年 4 月 30 日まで
	令和 10 年 11 月 1 日から 令和 10 年 11 月 30 日まで	令和 10 年 7 月 1 日	令和 11 年 2 月 1 日から 令和 11 年 4 月 30 日まで

経営事項審査結果通知書における審査基準日

別表2 (市外業者 新規・業種追加用)

名簿の名称	申請期間	審査基準日()	資格の有効期間
令和5・6・7年度 名簿	令和5年8月1日から 令和5年8月31日まで	令和5年4月1日	令和5年11月1日から 令和8年4月30日まで
	令和6年2月1日から 令和6年2月29日まで	令和5年10月1日	令和6年5月1日から 令和8年4月30日まで
	令和6年8月1日から 令和6年8月31日まで	令和6年4月1日	令和6年11月1日から 令和8年4月30日まで
	令和7年2月1日から 令和7年2月28日まで	令和6年10月1日	令和7年5月1日から 令和8年4月30日まで
	令和7年8月1日から 令和7年8月31日まで	令和7年4月1日	令和7年11月1日から 令和8年4月30日まで
令和8・9年度 名簿	令和8年8月1日から 令和8年8月31日まで	令和8年4月1日	令和8年11月1日から 令和10年4月30日まで
	令和9年2月1日から 令和9年2月28日まで	令和8年10月1日	令和9年5月1日から 令和10年4月30日まで
	令和9年8月1日から 令和9年8月31日まで	令和9年4月1日	令和9年11月1日から 令和10年4月30日まで
令和10・11年度 名簿	令和10年8月1日から 令和10年8月31日まで	令和10年4月1日	令和10年11月1日から 令和12年4月30日まで
	令和11年2月1日から 令和11年2月28日まで	令和10年10月1日	令和10年5月1日から 令和12年4月30日まで
	令和11年8月1日から 令和11年8月31日まで	令和11年4月1日	令和11年11月1日から 令和12年4月30日まで

経営事項審査結果通知書における審査基準日

別表2 (経常建設共同企業体 新規用)

名簿の名称	申請期間	審査基準日()	資格の有効期間
令和5・6年度 名簿	令和6年2月1日から 令和6年2月29日まで	令和5年10月1日	令和6年5月1日から 令和7年4月30日まで
令和7・8年度 名簿	令和8年2月1日から 令和8年2月28日まで	令和7年10月1日	令和8年5月1日から 令和9年4月30日まで
令和9・10年度 名簿	令和10年2月1日から 令和10年2月29日まで	令和9年10月1日	令和10年5月1日から 令和11年4月30日まで

経営事項審査結果通知書における審査基準日

別表3 発注者別評価点の評価項目及び算定方法等

評価項目等		算定方法	配点
工事関係の評価	工事成績	<p>申請日前2年間(市ホームページ入札の広場に掲載されているもののうち直近2年分)において、完成検査が行われた市発注工事を対象に、以下の計算式に基づき加点する。加点のみとし減点はしない。 (工種ごとの成績(平均)-65点)×0.6(小数点以下切捨て)</p> <p>工事成績の公表スケジュール 7月：前年度下半期分を公表 1月：当年度上半期分を公表</p>	最大 13点
	除排雪契約	<p>申請日前2年間の除排雪契約について、以下の内容に応じて加点する。(一年度それぞれにおいて加点可)</p> <p>(1)通常時に借上機械で除雪を行う業者 通常時に借上機械で凍結防止剤散布を行う業者 通常時にパトロール車を借上する業者</p> <p>(2)通常時に貸与機械で除雪を行う業者 通常時に貸与機械で凍結防止剤散布を行う業者 通常時にパトロール車を貸与する業者</p> <p>(3)異常な降雪時(警戒体制時等)に出勤依頼をする業者 (協力依頼で協力する覚書締結業者) 融雪装置点検業者</p> <p>(1)は3点、(2)は2点、(3)は1点とする。</p>	最大 6点
社会性の評価	協力雇用主	<p>申請時において、福井保護観察所の協力雇用主に登録している場合加点する。 保護観察者雇用の有無は問わない</p>	最大 3点

準市内業者については、上記のうち除排雪契約のみ加点対象とする。

市外業者及び経常建設共同企業体については、発注者別評価点を付与せず、総合評定値のみで格付けする。